

被扶養者として加入できる家族

(注). この説明書は概要です。ご不明な点・詳細については健康保険組合にお問合せ下さい。(TEL: 06-6552-6890)

【被扶養者として加入できる家族】

健康保険に加入している家族のことを被扶養者といいます。

次にあげる3つの条件(1)～(3)に該当していれば、あなたの家族も被扶養者として加入することができます。

なお、健康保険の被扶養者の基準は、給与や税法上の扶養家族の基準とは異なります。

(1)あなたとの続柄が三親等以内の親族であること

配偶者・実父母・実子・実兄弟・実姉妹・実孫・実祖父母・実曾祖父母以外はあなたと同一世帯でなければなりません。

(2)家族の収入が次にあげる一定の基準未満であること

この認定対象者の収入には、次の全てを含みます。

勤労収入、副業収入、投資収入、公的年金、利子収入、不動産賃借収入、雇用保険の失業給付金、健康保険法による傷病手当金・出産手当金および労災保険法による休業補償費、生活保護法による生活扶助料、その他常態として継続性のある収入

＜収入による基準＞

- ・ 60歳未満の家族の場合：年間収入が130万円未満(月額報酬 108,333円未満)
- ・ 60歳以上の家族の場合：年間収入が180万円未満(月額報酬 150,000円未満)
- ・ 身体障害者の家族の場合：年間収入が180万円未満(月額報酬 150,000円未満)

＜年間収入の考え方＞

- ・ 被扶養者の年間収入は、認定(確認)時点における継続性のある収入により、将来受けるであろう年間収入見込み額を決定します。(継続して資格認定する場合は1～12月の収入を確認します。)

[退職後に被扶養者として加入できるようになる日]

- ① 失業給付等を受ける場合で、離職の翌日以降から待期期間を経て給付制限(自己都合による離職の場合)が終了するまでの期間は無収入であるので、退職した日の翌日になります。
- ② 失業給付期間中は、失業給付日額が限度額(60歳未満は3,612円/日、60歳以上等は5,000円)未満の場合は被扶養者として加入できます。
※(失業給付日額が限度額(60歳未満は3,612円/日、60歳以上等は5,000円)以上の場合は被扶養者の資格を喪失します。)
- ③ 失業給付終了後は向こう1年間の収入(見込)が年間限度額(60歳未満は130万円/年、60歳以上等は180万円/年)未満の場合は被扶養者として加入できます。
※(向こう1年間の収入(見込)が年間限度額(60歳未満は130万円/年、60歳以上等は180万円/年)以上の場合は被扶養者として加入できません。)
- ④ 妊娠、出産、育児、病気、けが等のやむを得ない事情で引き続き30日以上職業に就くことができない場合は、公共職業安定所への申請により4年以内の範囲で求職活動ができるまで受給期間が延長されます。
退職後、失業者給付金の受給がないまま延長した場合は、退職した日の翌日になります。
退職後、失業給付金を受給していたが、中断した場合は、中断した日になります。
- ⑤ 雇用保険の失業者給付金の受給資格があるが、給付を受けない場合は、退職した日の翌日になります。
- ⑥ 受給資格がない場合は、待機期間もなく、退職した日の翌日になります。

(注). 被扶養者として加入できるようになっても、被扶養者認定日は健保組合で届を受理し、被扶養者としての資格があると確認した日になります。

(「被扶養者の加入手続き・提出期限・認定日」(別ファイル)参照)

出産により出生児が、被扶養者として加入する場合以外は、遡っては認定しません。

(3) 次のように、主としてあなたの収入によって家族が生活していること

「主としてあなたの収入によって家族が生活していること」とは、その生計の基礎があなた(被保険者)の収入によって成り立っていることをいい、目安として、標準生計費の5割相当以上を被保険者に依存していることをいいます。

ただし、あなたが複数の家族を被扶養者にしたいと思っても、あなたにその家族全員の生計を主として維持するだけの収入等がない場合には、一部しか被扶養者として認定されないことがあります。

被保険者と同一世帯の場合

あなたの収入で所要家計費(標準生計費)の半分以上を負担している。

被保険者と別世帯の場合

あなたからの仕送り金額が別世帯家族の収入を上回っている。

*但し、仕送り下限基準額を下記の通りとする。(人事院の標準生計費資料に基づく)

(該当者)1人 → 7万円/月(84万円/年)

(該当者)2人 → 10万円/月(120万円/年)

※ ただし、家族構成によっては、家族各々の年収を合算して、判断するケースもあります。

● 家族の収入を合算して、判断する主なケース：実父と実母、義父と義母、祖母と祖父

【合計収入による判断基準(父と母の場合)】

	父の収入	母の収入	標準生計費	認定対象	
				父	母
1	0	0	---	○	○
2	"	130万円(180万円)未満	---	○	○
3	"	130万円(180万円)以上	母の収入 ≤ 標準生計費	○	×
4	"	"	母の収入 > 標準生計費	×	×
5	130万円(180万円)未満	0	---	○	○
6	"	130万円(180万円)未満	父母の収入 ≤ 標準生計費	○	○
7	"	"	父母の収入 > 標準生計費	×	×
8	"	130万円(180万円)以上	父母の収入 ≤ 標準生計費	○	×
9	"	"	父母の収入 > 標準生計費	×	×
10	130万円(180万円)以上	0	父の収入 ≤ 標準生計費	×	○
11	"	"	父の収入 > 標準生計費	×	×
12	"	130万円(180万円)未満	父母の収入 ≤ 標準生計費	×	○
13	"	"	父母の収入 > 標準生計費	×	×
14	"	130万円(180万円)以上	---	×	×

(注)。()内の金額は、対象者が60歳以上、または身体障害者の場合

別表 標準生計費(月額)

生計費	世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
世帯別生計費		109,760	139,870	175,730	211,610	247,480
1人当たり生計費		109,760	69,935	58,577	52,903	49,496

(注). この標準生計費は人事院が作成し、労務安全情報センターが広報している資料による
(平成30年の大阪市の標準生計費)